新しい金融商品取引法制について

―利用者保護と公正・透明な市場の構築に向けて―

金融庁

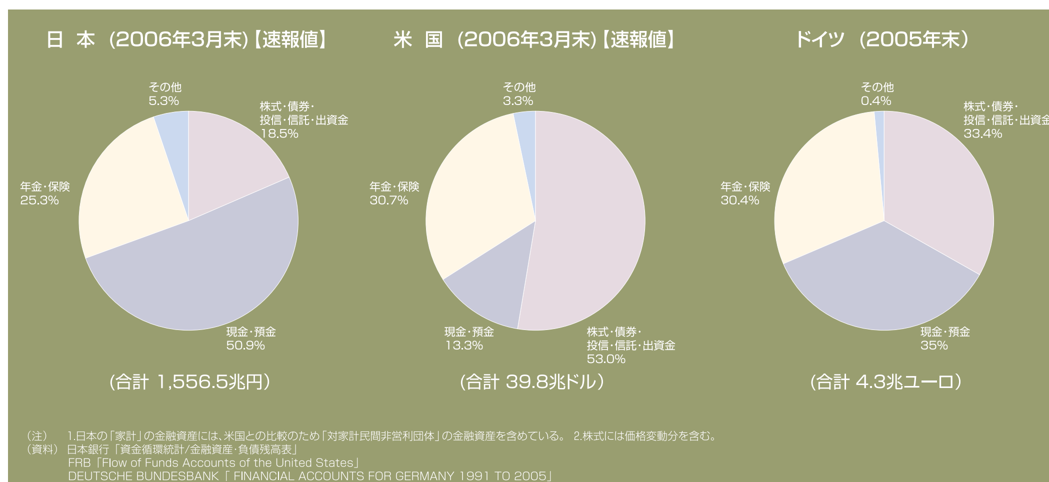


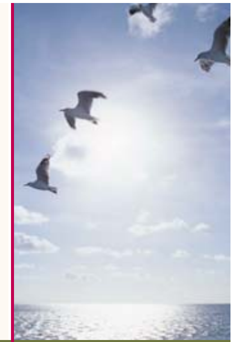
近年、わが国の金融・資本市場をとりまく環境は、大きく変化しています。具体的には、以下のような点が課題となっています。

視点	現状		課題
利用者の視点	●金融技術の進展などを背景として、利用者保護法制の対象となっていない金融商品が出現しており、利用者被害が生じるケースもみられます。		包括的・横断的な利用者保護ルールを整備し、利用者が安心して投資を行える環境を整備する必要があります。
市場の視点	●わが国の家計金融資産は預貯金が中心となっており、「貯蓄から投資」が課題となっています。 ●他方、投資の受け皿となる「市場」のあり方をめぐり、様々な問題が浮上しています。		市場の公正性・透明性を向上させ、わが国市場に対する信頼を回復させることが不可欠となっています。
国際化の視点	●金融・資本市場のグローバル化が進展する中、諸外国・地域では、市場法制や市場インフラの整備が進められています。		国際市場としてのわが国市場の魅力を高めるための取組みを急ぐ必要があります。

○家計等の金融資産

我が国の家計等の金融資産は、諸外国に比べ、現金・預金の比率が高くなっています。





これに対応するため、平成18年6月、通常国会で「金融商品取引法制」を整備する法改正が成立しました。具体的には、以下のような改正が行われています。



「証券取引法」から「金融商品取引法」へ

法律の題名

●「証券取引法」の題名を「金融商品取引法」へと改正します。

法律の廃止・改正

●次の4法律を廃止し、「金融商品取引法」に統合します。

金融先物取引法	外国証券業者に関する法律
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律	抵当証券業の規制等に関する法律

●全89法律を改正し、その一部を、「金融商品取引法」に統合します。

金融商品取引業者・金融商品取引所

●「金融商品取引法」では、規制対象となる業者の法律上の名称を「金融商品取引業者」に、取引所の法律上の名称を「金融商品取引所」に、それぞれ改めます。

※ただし、「証券会社」や「証券取引所」等は、引き続き、そうした名称を使用することができます。

証券会社	金融先物取引業者	→	金融商品取引業者
商品投資販売業者	信託受益権販売業者		
投資顧問業者	投資信託委託業者		
	など		

証券取引所	金融先物取引所	→	金融商品取引所



規制対象商品の拡大

有価証券

●「金融商品取引法」では、信託受益権全般を有価証券とみなし、集団投資スキーム持分を包括的に有価証券と位置づけるなど、「有価証券」の範囲を拡大します。

※「証券取引法」は、国債、地方債、社債、株式、投資信託などを「有価証券」として列挙しています。

デリバティブ取引

●「金融商品取引法」では、幅広い資産・指標に関する取引を含めるなど、規制対象となる「デリバティブ取引」の範囲を拡大します。

（たとえば、通貨・金利スワップ取引や天候デリバティブ取引も対象となります。）

※「証券取引法」は、有価証券に関するデリバティブ取引のみを規制対象としています。

証券取引法の規制対象商品	金融商品取引法の規制対象商品
・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・有価証券デリバティブ取引など	・国債 ・地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・信託受益権全般 ・集団投資スキーム持分（包括的な定義） ・多様なデリバティブ取引　など

（参考）集団投資スキームとは

「金融商品取引法」では、民法上の組合契約、商法上の匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、①他者から金銭などの出資・拠出を受け、②その財産を用いて事業・投資を行い、③当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する仕組み（集団投資スキーム）に関する権利を、包括的に有価証券と位置づけています。（出資者の全員が事業に関与しているものなどは除かれます。）

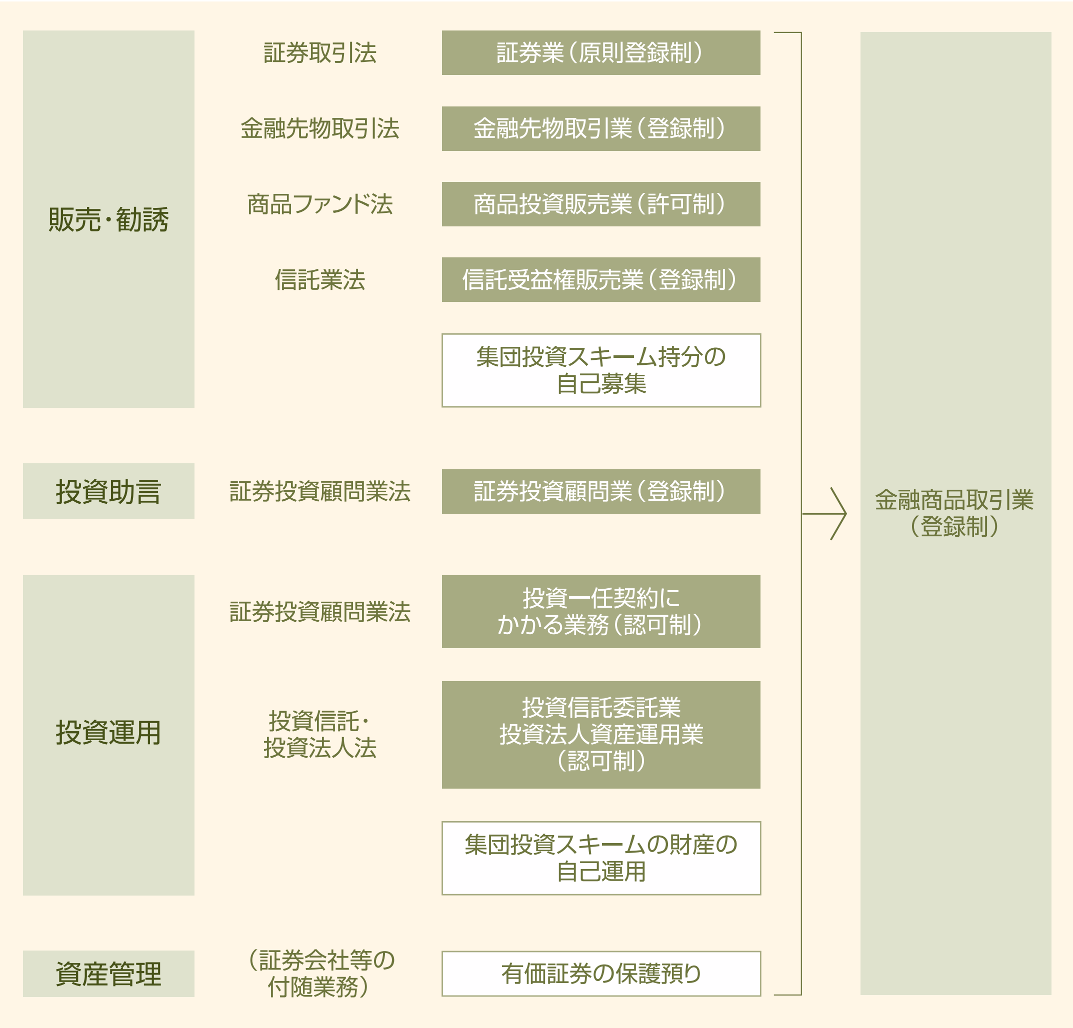
例えば、出資・拠出を受けた金銭などを用いて商品投資を行うもの（いわゆる商品ファンド）、不動産信託受益権などへの投資を行うもの（いわゆる不動産ファンド）及び各種の事業を行うもの（いわゆる事業型ファンド）などが、幅広く対象となります。

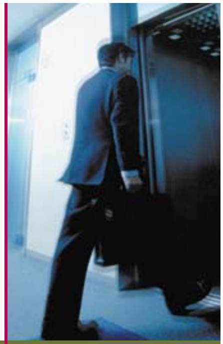


規制対象業務の横断化

●「金融商品取引法」では、有価証券・デリバティブ取引の「販売・勧誘」業務のほか、「投資助言」「投資運用」及び「顧客資産の管理」についても、登録制により、横断的に規制します。

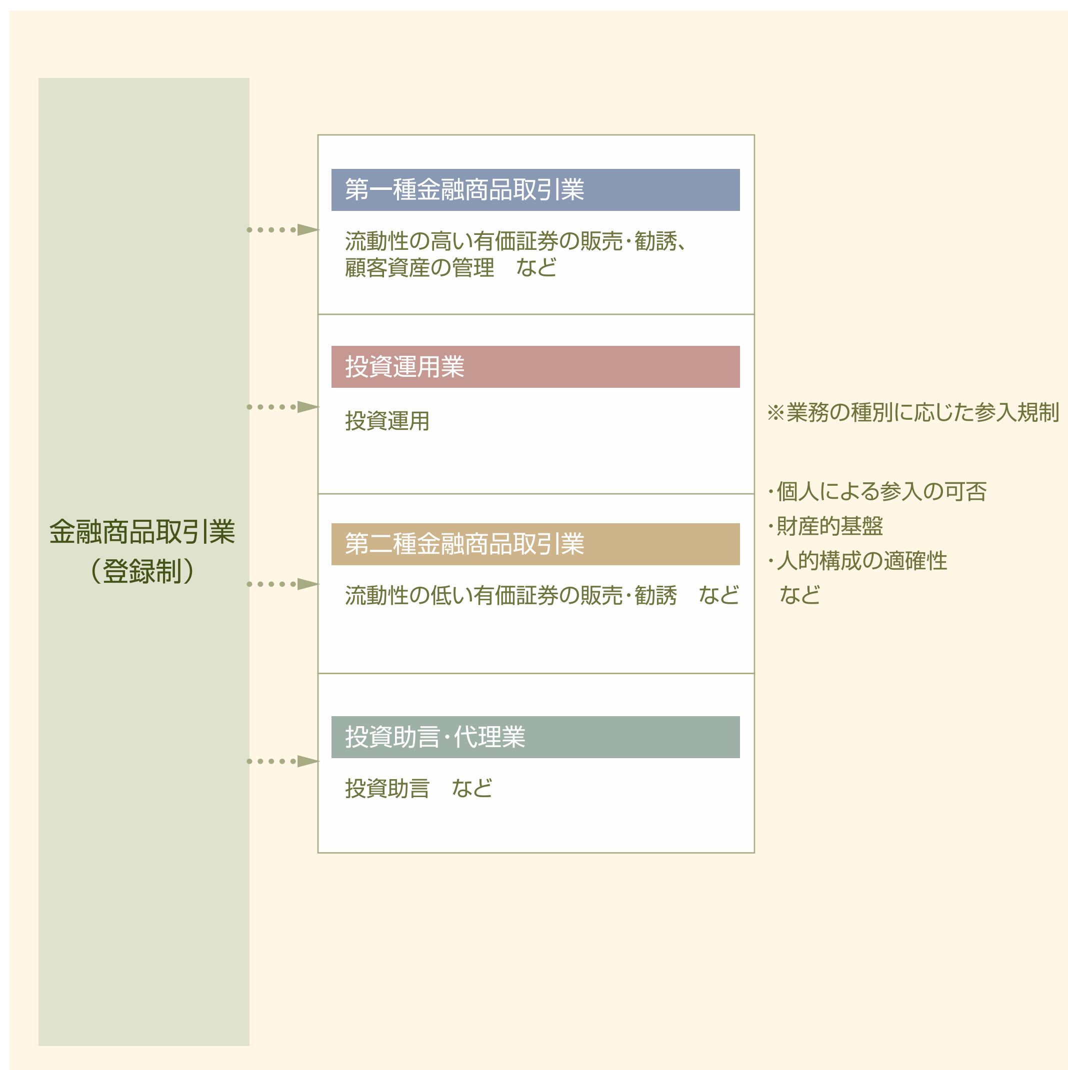
●集団投資スキーム持分などについては、設定者自らによる「販売・勧誘」（いわゆる自己募集）も規制対象とします。また、集団投資スキームの財産の投資運用（いわゆる自己運用）が規制対象であることを明確化しています。





業務内容に応じた参入規制の柔軟化

●金融商品取引業の参入規制は、業者が行おうとする業務内容の範囲（業務の種別）に応じて、内容が異なります。
●具体的には、金融商品取引業について、「第一種金融商品取引業」「投資運用業」「第二種金融商品取引業」「投資助言・代理業」といった区分を設けています。



※金融商品取引業者は、自ら行っている業務の種別などを記載した標識を掲示することになります。
※金融商品取引業者が、現に行っている業務とは異なる種別の業務に参入するような場合には、「変更登録」の手続きを受ける必要があります。

業者が遵守すべき行為規制の整備

●「金融商品取引法」では、業者が有価証券・デリバティブ取引の「販売・勧誘」などを行う際には、例えば、以下のような行為規制（販売・勧誘ルール）を遵守しなければならない旨を定めています。

・ 標識の掲示義務
　－ 営業所・事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければならない。

・ 広告の規制
　－ 金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならない。
　－ 利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や、著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

・ 契約締結前の書面交付義務
　－ 金融商品取引業者である旨及び登録番号などを記載しなければならない。
　－ 契約の概要や手数料の概要について記載しなければならない。
　－ 「損失が生ずることとなるおそれ」や「損失の額が、顧客が預託すべき保証金などの額を上回ることとなるおそれ」があるときは、その旨を記載しなければならない。

・ 契約締結時の書面交付義務

・ 各種禁止行為
　－ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
　－ 勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問・電話により勧誘をしてはならない（いわゆる不招請勧誘の禁止）。
　※当面は、店頭の金融先物取引（外国為替証拠金取引など）を対象とします。
　－ 顧客が契約を締結しない旨の意思を表示したにも関わらず、勧誘を継続してはならない（いわゆる再勧誘の禁止）。
　※当面は、金融先物取引（外国為替証拠金取引など）の全般を対象とします。

・ 損失補てんの禁止

・ 適合性の原則
　－ 顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならない。

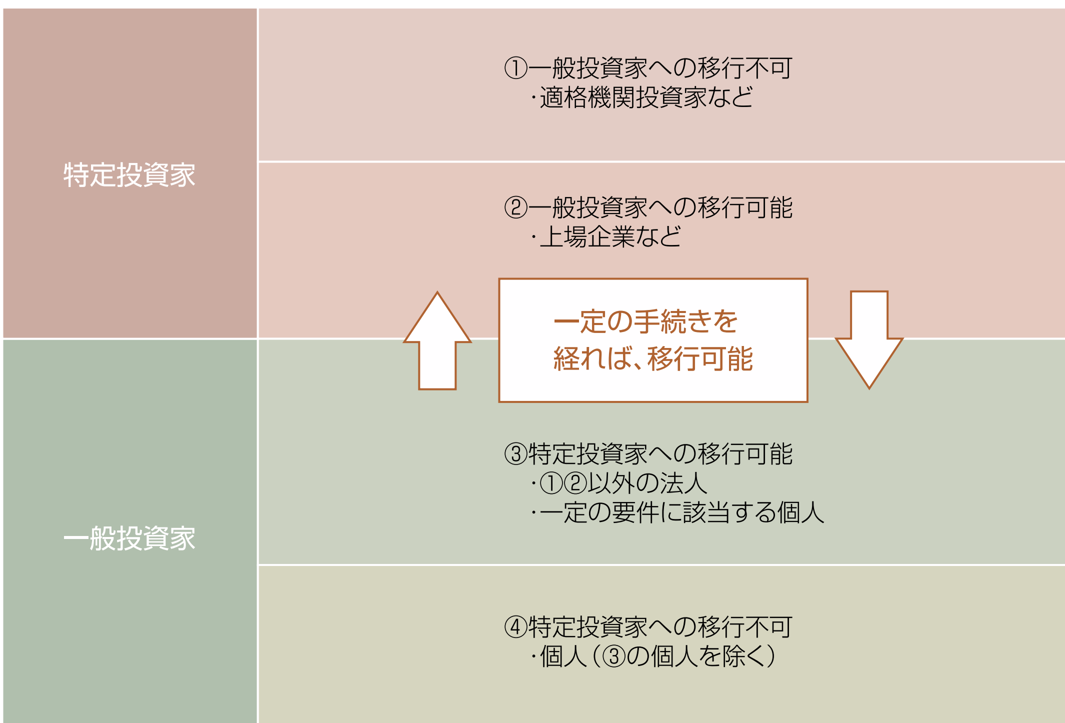
●その他、「投資助言」「投資運用」及び「顧客資産の管理」などの業務についても、様々な行為規制を整備しています。

顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化

― 特定投資家（プロ）と一般投資家の区分 ―

●「金融商品取引法」では、利用者保護を前提としつつ、リスクキャピタル供給の円滑化も両立させる観点から、顧客が「特定投資家（プロ）」である場合には、「契約締結前の書面交付義務」などの行為規制を適用除外します。

●金融商品取引業者の顧客は「特定投資家（プロ）」と「一般投資家（アマ）」とに区分され、さらに、利用者の申出により、「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行も認められます。



（参考）特例業務届出者について

「金融商品取引法」では、集団投資スキーム持分の自己募集や集団投資スキームの財産の自己運用については、金融商品取引業の登録を求めています（5ページ）。
他方、ファンド（集団投資スキーム）の健全な発展を通じて金融イノベーションを促進する観点から、プロ投資家を相手方とするファンドに関する業務については、金融商品取引業の登録を求めないこととする一方、「特例業務届出者」として届出を求め、その実態を把握できるようにしています。
（具体的には、適格機関投資家及び一定人数以下の一般投資家のみを相手方とするファンドに関する業務が該当します。）



投資性の強い預金・保険などに関する規制の横断化

●金融商品の中でも、例えば、預金や保険は「銀行法」「保険業法」などで規制されており、「金融商品取引法」の直接の規制対象とはなりません。
●今回の改正では、「銀行法」「保険業法」などにおいて、投資性の強い預金・保険などの「販売・勧誘」業務については、「金融商品取引法」と基本的に同等の利用者保護規制（販売・勧誘ルール）が適用されるよう、規定を整備しています。

具体的には、例えば以下のような投資性の強い金融商品は、「金融商品取引法」と基本的に同等の販売・勧誘ルールが適用されます。

投資性の強い預金など（銀行法など）	·外貨預金	（為替相場の変動により、円建て元本の欠損が生じるおそれがある預金）
	·デリバティブ預金	（中途解約の場合に、金利動向に基づき計算される違約金により、元本欠損が生じるおそれがある預金）
投資性の強い保険など（保険業法など）	·外貨建て保険·年金	（為替相場の変動により、円建ての保険金などにつき損失が生じるおそれがある保険·年金）
	·変額保険·年金	（運用状況により、保険金などにつき損失が生じるおそれがある保険·年金）
投資性の強い信託（信託業法など）	·指定金銭信託（実績配当型）	（運用状況により、元本欠損が生じるおそれがある信託）
商品先物取引（商品取引所法）		（商品の価格などの変動により、損失が生じるおそれがある取引）
不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法）		（不動産取引の状況により、損失が生じるおそれがある取引）



利用者保護のためのその他の制度整備

金融商品販売法の拡充

※「金融商品販売法」は、預貯金、保険、有価証券などの幅広い金融商品の販売に関する損害賠償請求をしやすくするための法律です。
金融商品の販売に際し、業者が所要の説明を行わなかった場合は、元本欠損額を損害額と推定して、業者に無過失の損害賠償責任が生じます。

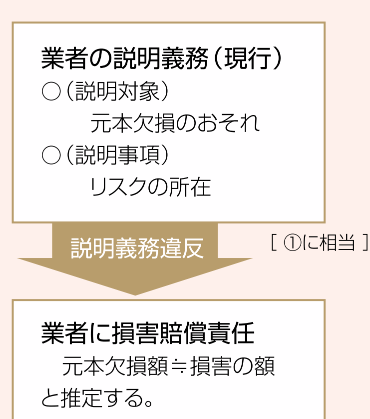
民事上の損害賠償請求の原則
（民法709条）

[①〜④の要件を被害者が立証する必要。]



金融商品販売法
預貯金、保険、有価証券等の幅広い金融商品の販売に関する、民法の損害賠償の規定の特則

[②、③、④は被害者が立証する必要なし。]



●今回の法整備では、「金融商品販売法」について、業者に説明が義務づけられる内容を拡充する（説明対象に「元本を超える損失が生ずるおそれ」を追加し、また、説明事項として「取引の仕組みのうち重要な部分」を追加する。）ほか、顧客の知識･経験･財産の状況や取引の目的に照らしてふさわしい説明をしなければならない旨を定めるなどの改正を行っています。

●また、不確実な事項につき断定的判断を提供することを禁止し、これに違反した場合は、元本欠損額を損害額と推定して、業者に無過失の損害賠償責任が生じることとしています。

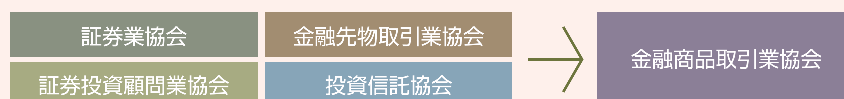


認定投資者保護団体制度の整備

●「金融商品取引法」では、自主規制機関以外の民間団体のうち、金融商品取引業に関する苦情の解決や争いのあっせんなどを行う団体について、行政当局が認定し、その業務の信頼性を高めるための枠組み（認定投資者保護団体制度）を、新たに整備しています。

（参考）「金融商品取引法」では、金融商品取引業者などを会員とする自主規制機関の法律上の名称を「金融商品取引業協会」に改めています。

※ただし、「証券業協会」などは引き続き、そうした名称を使用することができます。



各自主規制機関は、苦情の解決に向けた調査、争いのあっせん、自主規制の策定、会員に法令・規則の遵守を促す指導・監督や違反した場合の処分などの業務を行います。

上場会社による開示の充実

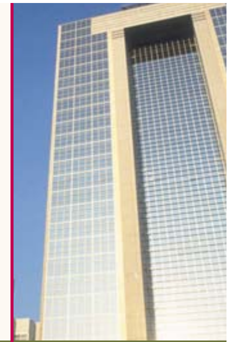
四半期開示の法定化

●適時かつ迅速な財務･企業情報の開示（ディスクロージャー）を確保するため、上場会社に対して、「四半期報告書」の提出を義務づけ、公認会計士･監査法人による監査の対象とします。（虚偽記載は罰則･課徴金の対象となります。）

財務報告にかかる内部統制の強化

●適正な財務･企業情報の開示を確保するため、上場会社に対して、事業年度ごとに、財務報告に関する内部統制（財務に関する情報の適正性を確保するための体制）の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務づけ、公認会計士･監査法人による監査の対象とします。

●併せて、上場会社に対して、有価証券報告書などの記載内容が法令に基づき適正である旨の経営者の「確認書」の提出を義務づけます。



公開買付制度の見直し

●我が国における企業の合併･買収件数は急速に伸びており、その一手段である「公開買付け」の件数も増加しています。その態様についても、多様化が進んでいます。
今回の改正では、こうした状況を受け、証券取引法上の「公開買付制度」の見直しを行っています。

（参考）「公開買付制度」について

「公開買付制度」は、会社支配権などに影響を及ぼしうるような証券取引について、透明性･公正性を確保するための制度です。
取引所市場外において株式の大量の買付け(注)を行おうとする買付者に対して、買付期間･数量･価格などの開示を義務づけることにより、買収対象会社の株主に対して、公平な売却の機会を確保しています。

（注）原則として買付け後の所有割合が5%を超える場合。ただし、著しく少数の者（60日間で10名以下）からの市場外での買付けの場合には、買付け後の所有割合が3分の1超となるときには、「公開買付け」を行わなければならないこととされています。



具体的には、例えば、次のような見直しを行います。

●脱法的な態様の取引に対応するため、市場内外などの取引を組み合わせた急速な買付けの後に所有割合が3分の1を超えるような場合には、公開買付規制の対象となることを明確化します。

●株主・投資者への十分な情報提供や、株主・投資者が公開買付けに応募することの是非について十分に熟慮する期間を確保する観点から、公開買付期間を実日数ベースから営業日ベース（20営業日～60営業日）へと変更しています。

※現行では、公開買付期間は、20日～60日（実日数ベース）の範囲で、公開買付者が設定します。

また、買収対象会社による意見表明を義務付けるとともに、買付対象会社が、公開買付者に対し質問する機会を付与し、また、買付対象会社が、公開買付期間の延長を請求することができることとするなどの措置を講じています。

●買付対象会社においていわゆる買収防衛策が発動された場合などには、公開買付者による公開買付けの撤回や買付価格の引下げが認められます。

※現行では、公開買付けの撤回は、対象会社の破産や合併など、限定された場合にのみ認められています。

●株主・投資者間の公平性を確保する観点から、買付け後の所有割合が3分の2以上となる場合には、応募がなされた株式の全部を買い付けることを公開買付者に義務づけます。

●また、買付者間の公平性を確保するため、ある者が公開買付けを実施している期間中、既に買収対象会社の株式の3分の1超を所有している別の者がさらに急速な買付けを進める場合、公開買付けを義務づけます。



大量保有報告制度の見直し

●今回の改正では、株式の大量取得事例が増加している状況を受け、証券取引法上の「大量保有報告制度」の見直しも行っています。

（参考）「大量保有報告制度」について

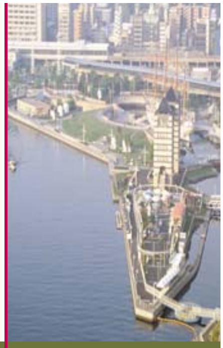
「大量保有報告制度」は、株式などの大量保有の状況を、投資家に迅速に開示するための制度です。上場株式などの保有割合が5%超となった者は、その日から5営業日以内に、「大量保有報告書」を提出しなければなりません。（その後、保有割合が1%以上増減した場合には、5営業日以内に、「変更報告書」を提出しなければなりません。）
ただし、日常の営業活動として大量の株式などの売買を行っている機関投資家は、その事務負担を考慮して、報告頻度が軽減されています。（特例報告制度）

具体的には、例えば、以下のような見直しを行います。

●機関投資家に対する「特例報告制度」に関して、その報告期限・頻度を「概ね2週間ごと5営業日以内」へと短縮します。

※現行の「特例報告制度」では、例えば、上場株式などの保有割合が新たに5%超となった場合には、「3ヶ月ごとに、翌月15日まで」に報告することとされています。

●「大量保有報告書」の電子提出を義務づけ、EDINET（電子開示システム）を通じた迅速な公衆縦覧を図ります。



取引所の自主規制業務の適正な運営の確保

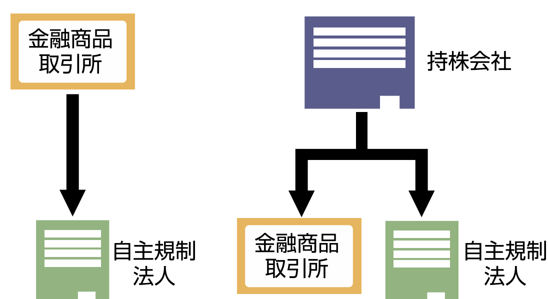
●現行法上、証券取引所は株式会社化が認められていますが、株式会社形態の取引所においては、
・株式会社としての「営利性」と、
・取引所取引の公正性・透明性確保に向けた「自主規制業務」との間に、利益相反が生じるおそれが指摘されています。

●「金融商品取引法」では、金融商品取引所の自主規制業務の適正な運営を確保するため、
① 自主規制業務を「自主規制法人」に委託すること
②（株式会社形態の取引所は）自主規制業務に関する事項の決定を行う「自主規制委員会」を置くことを可能とする制度が整備されています。

※取引所の「自主規制業務」としては、例えば、上場・上場廃止に関する業務や取引参加者の法令遵守状況の調査が挙げられます。

（参考）取引所がとりうる組織形態

①取引所から独立した法人（「自主規制法人」）が自主規制業務を担う場合



②同一法人内に独立性の高い自主規制委員会を置く場合





不公正取引などへの厳正な対応

罰則の強化

●利用者保護を徹底し、取引の公正性･透明性を確保し、市場に対する国民の信頼を確保する観点から、開示書類の虚偽記載や不公正取引などについて、証券取引法の罰則の法定刑の水準を引き上げます。

例えば、以下のような違反行為について、法定刑を引き上げています。

･不公正取引、風説の流布･偽計、相場操縦 ･重要事項に虚偽記載のある有価証券届出書などの提出	懲役 5年以下 罰金（個人）500万円以下 （法人）5億円以下	→	懲役 10年以下 罰金（個人）1,000万円以下 （法人）7億円以下
･インサイダー取引 ･有価証券届出書などの不提出	懲役 3年以下 罰金（個人）300万円以下 （法人）3億円以下	→	懲役 5年以下 罰金（個人）500万円以下 （法人）5億円以下

「見せ玉」への対応

●「見せ玉（ぎょく）」とは、売買が盛んなように見せかけるために架空の注文を出し、約定が成立しそうになると取り消す行為であり、相場操縦の一手法です。

●今回の改正では、この「見せ玉」行為について、課徴金及び刑事罰の適用対象範囲を拡大しています。

具体的には、以下の赤線内部分について対応しています。

	刑事罰	課徴金
顧客が（証券会社を通じて）行う「見せ玉」	○ （従来から対象）	×　⇒　○ （改正により対象に）
証券会社が自己売買として行う「見せ玉」	×　⇒　○ （改正により対象に）	×　⇒　○ （改正により対象に）



（施行日について）

今回の法改正の施行日は、以下のとおりです。

●罰則の強化、「見せ玉」への対応（17ページ）	改正法の公布の日から起算して20日を経過した日（18年7月4日）
●公開買付制度・大量保有報告制度の見直し（13～15ページ）	改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内（18年12月13日まで）において政令で定める日 （※）大量保有報告制度の見直し（15ページ）のうち、「特例報告制度」の見直しや電子提出の義務化などについては、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内（19年6月13日まで）において政令で定める日
●いわゆる投資サービス法制の構築（3～11ページ） ●上場会社による開示の充実（12ページ） ●取引所の自主規制業務の適正な運営の確保（16ページ）	改正法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内（19年12月13日まで）において政令で定める日 （※）このうち、四半期開示の法定化および財務報告にかかる内部統制の強化（12ページ）については、20年4月1日以降に開始される事業年度から適用



このパンフレットについてのお問い合わせ

○金融庁総務企画局市場課
○金融庁総務企画局企業開示課

TEL03―3506―6000（代）

ホームページ
http://www.fsa.go.jp

新しい金融商品取引法制について
―利用者保護と公正・透明な市場の構築に向けて―

18年9月
金　融　庁